

新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改正後	改正前																																																																				
<p>1 提供する事項の種類 (省略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">申請事項等の名称</th> <th style="text-align: center;">根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)ー1 非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項</td> <td>租税特別措置法第 37 条の 14 第 9 項</td> </tr> <tr> <td>(1)ー2 未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項</td> <td>租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 15 項</td> </tr> <tr> <td>(2)ー1 非課税適用確認書の提出をした者に関する事項</td> <td>租税特別措置法第 37 条の 14 第 17 項</td> </tr> <tr> <td>(2)ー2 未成年者非課税適用確認書の提出をした者に関する事項</td> <td>租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 19 項</td> </tr> <tr> <td>(3)ー1 非課税口座異動届出書に記載された事項等</td> <td>租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 2 第 4 項</td> </tr> <tr> <td>(3)ー2 未成年者口座異動届出書に記載された事項等</td> <td>租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項において準用する同令第 25 条の 13 の 2 第 4 項</td> </tr> <tr> <td>(4)ー1 非課税口座移管依頼書に記載された事項等</td> <td>租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 2 第 4 項</td> </tr> <tr> <td>(4)ー2 未成年者口座移管依頼書に記載された事項等</td> <td>租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項において準用する同令第 25 条の 13 の 2 第 4 項</td> </tr> <tr> <td>(5)ー1 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項 (非課税口座)</td> <td>租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 3 第 2 項</td> </tr> <tr> <td>(5)ー2 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項 (未成年者口座)</td> <td>租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項において準用する同令第 25 条の 13 の 3 第 2 項</td> </tr> <tr> <td>(6) 変更届出事項 (金融商品取引業者等変更届出書に記載された事項等)</td> <td>租税特別措置法第 37 条の 14 第 20 項</td> </tr> <tr> <td>(7)ー1 廃止届出事項 (非課税口座廃止届出書等に記載された事項等)</td> <td>租税特別措置法第 37 条の 14 第 23 項</td> </tr> <tr> <td>(7)ー2 廃止届出事項 (未成年者口座廃止届出書等に記載された事項等)</td> <td>租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 22 項</td> </tr> <tr> <td>(8)ー1 提出事項 (勘定廃止通知書等の提出をした者に関する事項)</td> <td>租税特別措置法第 37 条の 14 第 25 項</td> </tr> <tr> <td>(8)ー2 提出事項 (未成年者口座廃止通知書の提出をした者に関する事項)</td> <td>租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 23 項</td> </tr> <tr> <td>(9) 届出事項 (非課税口座簡易開設届出書に記載された事項等)</td> <td>租税特別措置法第 37 条の 14 第 11 項</td> </tr> </tbody> </table>	申請事項等の名称	根拠法令	(1)ー1 非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項	租税特別措置法第 37 条の 14 第 9 項	(1)ー2 未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項	租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 15 項	(2)ー1 非課税適用確認書の提出をした者に関する事項	租税特別措置法第 37 条の 14 第 17 項	(2)ー2 未成年者非課税適用確認書の提出をした者に関する事項	租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 19 項	(3)ー1 非課税口座異動届出書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 2 第 4 項	(3)ー2 未成年者口座異動届出書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項において準用する同令第 25 条の 13 の 2 第 4 項	(4)ー1 非課税口座移管依頼書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 2 第 4 項	(4)ー2 未成年者口座移管依頼書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項において準用する同令第 25 条の 13 の 2 第 4 項	(5)ー1 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項 (非課税口座)	租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 3 第 2 項	(5)ー2 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項 (未成年者口座)	租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項において準用する同令第 25 条の 13 の 3 第 2 項	(6) 変更届出事項 (金融商品取引業者等変更届出書に記載された事項等)	租税特別措置法第 37 条の 14 第 20 項	(7)ー1 廃止届出事項 (非課税口座廃止届出書等に記載された事項等)	租税特別措置法第 37 条の 14 第 23 項	(7)ー2 廃止届出事項 (未成年者口座廃止届出書等に記載された事項等)	租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 22 項	(8)ー1 提出事項 (勘定廃止通知書等の提出をした者に関する事項)	租税特別措置法第 37 条の 14 第 25 項	(8)ー2 提出事項 (未成年者口座廃止通知書の提出をした者に関する事項)	租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 23 項	(9) 届出事項 (非課税口座簡易開設届出書に記載された事項等)	租税特別措置法第 37 条の 14 第 11 項	<p>1 提供する事項の種類 (同左)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">申請事項等の名称</th> <th style="text-align: center;">根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)ー1 非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項</td> <td>租税特別措置法第 37 条の 14 第 9 項</td> </tr> <tr> <td>(1)ー2 未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項</td> <td>租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 15 項</td> </tr> <tr> <td>(2)ー1 非課税適用確認書の提出をした者に関する事項</td> <td>租税特別措置法第 37 条の 14 第 13 項</td> </tr> <tr> <td>(2)ー2 未成年者非課税適用確認書の提出をした者に関する事項</td> <td>租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 19 項</td> </tr> <tr> <td>(3)ー1 非課税口座異動届出書に記載された事項等</td> <td>租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 2 第 4 項</td> </tr> <tr> <td>(3)ー2 未成年者口座異動届出書に記載された事項等</td> <td>租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 17 項において準用する同令第 25 条の 13 の 2 第 4 項</td> </tr> <tr> <td>(4)ー1 非課税口座移管依頼書に記載された事項等</td> <td>租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 2 第 4 項</td> </tr> <tr> <td>(4)ー2 未成年者口座移管依頼書に記載された事項等</td> <td>租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 17 項において準用する同令第 25 条の 13 の 2 第 4 項</td> </tr> <tr> <td>(5)ー1 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項 (非課税口座)</td> <td>租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 3 第 2 項</td> </tr> <tr> <td>(5)ー2 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項 (未成年者口座)</td> <td>租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 17 項において準用する同令第 25 条の 13 の 3 第 2 項</td> </tr> <tr> <td>(6) 変更届出事項 (金融商品取引業者等変更届出書に記載された事項等)</td> <td>租税特別措置法第 37 条の 14 第 16 項</td> </tr> <tr> <td>(7)ー1 廃止届出事項 (非課税口座廃止届出書等に記載された事項等)</td> <td>租税特別措置法第 37 条の 14 第 19 項</td> </tr> <tr> <td>(7)ー2 廃止届出事項 (未成年者口座廃止届出書等に記載された事項等)</td> <td>租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 22 項</td> </tr> <tr> <td>(8)ー1 提出事項 (勘定廃止通知書等の提出をした者に関する事項)</td> <td>租税特別措置法第 37 条の 14 第 21 項</td> </tr> <tr> <td>(8)ー2 提出事項 (未成年者口座廃止通知書の提出をした者に関する事項)</td> <td>租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 23 項</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> </tbody> </table>	申請事項等の名称	根拠法令	(1)ー1 非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項	租税特別措置法第 37 条の 14 第 9 項	(1)ー2 未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項	租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 15 項	(2)ー1 非課税適用確認書の提出をした者に関する事項	租税特別措置法第 37 条の 14 第 13 項	(2)ー2 未成年者非課税適用確認書の提出をした者に関する事項	租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 19 項	(3)ー1 非課税口座異動届出書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 2 第 4 項	(3)ー2 未成年者口座異動届出書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 17 項において準用する同令第 25 条の 13 の 2 第 4 項	(4)ー1 非課税口座移管依頼書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 2 第 4 項	(4)ー2 未成年者口座移管依頼書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 17 項において準用する同令第 25 条の 13 の 2 第 4 項	(5)ー1 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項 (非課税口座)	租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 3 第 2 項	(5)ー2 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項 (未成年者口座)	租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 17 項において準用する同令第 25 条の 13 の 3 第 2 項	(6) 変更届出事項 (金融商品取引業者等変更届出書に記載された事項等)	租税特別措置法第 37 条の 14 第 16 項	(7)ー1 廃止届出事項 (非課税口座廃止届出書等に記載された事項等)	租税特別措置法第 37 条の 14 第 19 項	(7)ー2 廃止届出事項 (未成年者口座廃止届出書等に記載された事項等)	租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 22 項	(8)ー1 提出事項 (勘定廃止通知書等の提出をした者に関する事項)	租税特別措置法第 37 条の 14 第 21 項	(8)ー2 提出事項 (未成年者口座廃止通知書の提出をした者に関する事項)	租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 23 項	(追加)	(追加)
申請事項等の名称	根拠法令																																																																				
(1)ー1 非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項	租税特別措置法第 37 条の 14 第 9 項																																																																				
(1)ー2 未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項	租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 15 項																																																																				
(2)ー1 非課税適用確認書の提出をした者に関する事項	租税特別措置法第 37 条の 14 第 17 項																																																																				
(2)ー2 未成年者非課税適用確認書の提出をした者に関する事項	租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 19 項																																																																				
(3)ー1 非課税口座異動届出書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 2 第 4 項																																																																				
(3)ー2 未成年者口座異動届出書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項において準用する同令第 25 条の 13 の 2 第 4 項																																																																				
(4)ー1 非課税口座移管依頼書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 2 第 4 項																																																																				
(4)ー2 未成年者口座移管依頼書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項において準用する同令第 25 条の 13 の 2 第 4 項																																																																				
(5)ー1 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項 (非課税口座)	租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 3 第 2 項																																																																				
(5)ー2 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項 (未成年者口座)	租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項において準用する同令第 25 条の 13 の 3 第 2 項																																																																				
(6) 変更届出事項 (金融商品取引業者等変更届出書に記載された事項等)	租税特別措置法第 37 条の 14 第 20 項																																																																				
(7)ー1 廃止届出事項 (非課税口座廃止届出書等に記載された事項等)	租税特別措置法第 37 条の 14 第 23 項																																																																				
(7)ー2 廃止届出事項 (未成年者口座廃止届出書等に記載された事項等)	租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 22 項																																																																				
(8)ー1 提出事項 (勘定廃止通知書等の提出をした者に関する事項)	租税特別措置法第 37 条の 14 第 25 項																																																																				
(8)ー2 提出事項 (未成年者口座廃止通知書の提出をした者に関する事項)	租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 23 項																																																																				
(9) 届出事項 (非課税口座簡易開設届出書に記載された事項等)	租税特別措置法第 37 条の 14 第 11 項																																																																				
申請事項等の名称	根拠法令																																																																				
(1)ー1 非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項	租税特別措置法第 37 条の 14 第 9 項																																																																				
(1)ー2 未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項	租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 15 項																																																																				
(2)ー1 非課税適用確認書の提出をした者に関する事項	租税特別措置法第 37 条の 14 第 13 項																																																																				
(2)ー2 未成年者非課税適用確認書の提出をした者に関する事項	租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 19 項																																																																				
(3)ー1 非課税口座異動届出書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 2 第 4 項																																																																				
(3)ー2 未成年者口座異動届出書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 17 項において準用する同令第 25 条の 13 の 2 第 4 項																																																																				
(4)ー1 非課税口座移管依頼書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 2 第 4 項																																																																				
(4)ー2 未成年者口座移管依頼書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 17 項において準用する同令第 25 条の 13 の 2 第 4 項																																																																				
(5)ー1 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項 (非課税口座)	租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 3 第 2 項																																																																				
(5)ー2 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項 (未成年者口座)	租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 17 項において準用する同令第 25 条の 13 の 3 第 2 項																																																																				
(6) 変更届出事項 (金融商品取引業者等変更届出書に記載された事項等)	租税特別措置法第 37 条の 14 第 16 項																																																																				
(7)ー1 廃止届出事項 (非課税口座廃止届出書等に記載された事項等)	租税特別措置法第 37 条の 14 第 19 項																																																																				
(7)ー2 廃止届出事項 (未成年者口座廃止届出書等に記載された事項等)	租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 22 項																																																																				
(8)ー1 提出事項 (勘定廃止通知書等の提出をした者に関する事項)	租税特別措置法第 37 条の 14 第 21 項																																																																				
(8)ー2 提出事項 (未成年者口座廃止通知書の提出をした者に関する事項)	租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 23 項																																																																				
(追加)	(追加)																																																																				
<p>2 レコードの内容及び記録要領 各申請事項等のレコードの内容及び記録要領は、別紙 1-1 から別紙 9 のとおりである。 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 34 項又は同令第 25 条の 13 の 8 第 20 項において準用する同項に基づき、国税電子申告・納税システムにより非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項又は未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項の提供を受けた所轄税務署長が、当該非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項又は未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項を提供した金融商品取引業者等の営業所の長に提供す</p>	<p>2 レコードの内容及び記録要領 各申請事項等のレコードの内容及び記録要領は、別紙 1-1 から別紙 8-2 のとおりである。 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 32 項又は同令第 25 条の 13 の 8 第 17 項において準用する同項に基づき、国税電子申告・納税システムにより非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項又は未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項の提供を受けた所轄税務署長が、当該非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項又は未成年者非課税適用</p>																																																																				

改 正 後	改 正 前																																																																				
<p>る同項に定める事項（以下「申請事項に基づき金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報」という。）のレコードの内容及び記録要領は、別紙 10-1 及び別紙 10-2 のとおりである。</p> <p>租税特別措置法第 37 条の 14 第 26 項に基づき、上記(8)-1 の提出事項の提供を受けた所轄税務署長が、当該提出事項の提供をした金融商品取引業者等の営業所の長に提供する同項各号に定める事項（以下「非課税口座開設又は勘定設定の可否事項」という。）のレコードの内容及び記録要領は、別紙 11-1 のとおりであり、租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 24 項に基づき、上記(8)-2 の提出事項の提供を受けた所轄税務署長が、当該提出事項の提供をした金融商品取引業者等の営業所の長に提供する同項各号に定める事項（以下「未成年者口座開設の可否事項」という。）のレコードの内容及び記録要領は、別紙 11-2 のとおりである。</p> <p>租税特別措置法第 37 条の 14 第 12 項に基づき、上記(9)の届出事項の提供を受けた所轄税務署長が、当該届出事項の提供をした金融商品取引業者等の営業所の長に提供する同項各号に定める事項（以下「届出事項に基づき金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報」という。）のレコードの内容及び記録要領は、別紙 12 のとおりである。</p>	<p>確認書の交付申請書に記載された事項を提供した金融商品取引業者等の営業所の長に提供する同項に定める事項（以下「金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報」という。）のレコードの内容及び記録要領は、別紙 9-1 及び別紙 9-2 のとおりである。</p> <p>租税特別措置法第 37 条の 14 第 22 項に基づき、上記(8)-1 の提出事項の提供を受けた所轄税務署長が、当該提出事項の提供をした金融商品取引業者等の営業所の長に提供する同項各号に定める事項（以下「非課税口座開設又は勘定設定の可否事項」という。）のレコードの内容及び記録要領は、別紙 10-1 のとおりであり、租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 24 項に基づき、上記(8)-2 の提出事項の提供を受けた所轄税務署長が、当該提出事項の提供をした金融商品取引業者等の営業所の長に提供する同項各号に定める事項（以下「未成年者口座開設の可否事項」という。）のレコードの内容及び記録要領は、別紙 10-2 のとおりである。</p>																																																																				
<p>3 各項目の記録に当たっての留意事項 (省略)</p>	<p>3 各項目の記録に当たっての留意事項 (同左)</p>																																																																				
<p>4 ファイル名の仕様 ファイル名は、申請事項等の種類ごとに、次の表に掲げるとおり記録する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">申請事項等の名称</th> <th style="text-align: center;">ファイル名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>(1)-1 非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項</td><td>001dat**. txt</td></tr> <tr><td>(1)-2 未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項</td><td></td></tr> <tr><td>(2)-1 非課税適用確認書の提出をした者に関する事項</td><td>002dat**. txt</td></tr> <tr><td>(2)-2 未成年者非課税適用確認書の提出をした者に関する事項</td><td></td></tr> <tr><td>(3)-1 非課税口座異動届出書に記載された事項等</td><td>003dat**. txt</td></tr> <tr><td>(3)-2 未成年者口座異動届出書に記載された事項等</td><td></td></tr> <tr><td>(4)-1 非課税口座移管依頼書に記載された事項等</td><td>004dat**. txt</td></tr> <tr><td>(4)-2 未成年者口座移管依頼書に記載された事項等</td><td></td></tr> <tr><td>(5)-1 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項（非課税口座）</td><td>005dat**. txt</td></tr> <tr><td>(5)-2 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項（未成年者口座）</td><td></td></tr> <tr><td>(6) 変更届出事項（金融商品取引業者等変更届出書に記載された事項等）</td><td>006dat**. txt</td></tr> <tr><td>(7)-1 廃止届出事項（非課税口座廃止届出書等に記載された事項等）</td><td>007dat**. txt</td></tr> <tr><td>(7)-2 廃止届出事項（未成年者口座廃止届出書等に記載された事項等）</td><td></td></tr> <tr><td>(8)-1 提出事項（勘定廃止通知書等の提出をした者に関する事項）</td><td>008dat**. txt</td></tr> <tr><td>(8)-2 提出事項（未成年者口座廃止通知書の提出をした者に関する事項）</td><td></td></tr> <tr><td>(9) 届出事項（非課税口座簡易開設届出書に記載された事項等）</td><td>009dat**. txt</td></tr> </tbody> </table>	申請事項等の名称	ファイル名	(1)-1 非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項	001dat**. txt	(1)-2 未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項		(2)-1 非課税適用確認書の提出をした者に関する事項	002dat**. txt	(2)-2 未成年者非課税適用確認書の提出をした者に関する事項		(3)-1 非課税口座異動届出書に記載された事項等	003dat**. txt	(3)-2 未成年者口座異動届出書に記載された事項等		(4)-1 非課税口座移管依頼書に記載された事項等	004dat**. txt	(4)-2 未成年者口座移管依頼書に記載された事項等		(5)-1 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項（非課税口座）	005dat**. txt	(5)-2 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項（未成年者口座）		(6) 変更届出事項（金融商品取引業者等変更届出書に記載された事項等）	006dat**. txt	(7)-1 廃止届出事項（非課税口座廃止届出書等に記載された事項等）	007dat**. txt	(7)-2 廃止届出事項（未成年者口座廃止届出書等に記載された事項等）		(8)-1 提出事項（勘定廃止通知書等の提出をした者に関する事項）	008dat**. txt	(8)-2 提出事項（未成年者口座廃止通知書の提出をした者に関する事項）		(9) 届出事項（非課税口座簡易開設届出書に記載された事項等）	009dat**. txt	<p>4 ファイル名の仕様 ファイル名は、申請事項等の種類ごとに、次の表に掲げるとおり記録する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">申請事項等の名称</th> <th style="text-align: center;">ファイル名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>(1)-1 非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項</td><td>001dat**. txt</td></tr> <tr><td>(1)-2 未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項</td><td></td></tr> <tr><td>(2)-1 非課税適用確認書の提出をした者に関する事項</td><td>002dat**. txt</td></tr> <tr><td>(2)-2 未成年者非課税適用確認書の提出をした者に関する事項</td><td></td></tr> <tr><td>(3)-1 非課税口座異動届出書に記載された事項等</td><td>003dat**. txt</td></tr> <tr><td>(3)-2 未成年者口座異動届出書に記載された事項等</td><td></td></tr> <tr><td>(4)-1 非課税口座移管依頼書に記載された事項等</td><td>004dat**. txt</td></tr> <tr><td>(4)-2 未成年者口座移管依頼書に記載された事項等</td><td></td></tr> <tr><td>(5)-1 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項（非課税口座）</td><td>005dat**. txt</td></tr> <tr><td>(5)-2 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項（未成年者口座）</td><td></td></tr> <tr><td>(6) 変更届出事項（金融商品取引業者等変更届出書に記載された事項等）</td><td>006dat**. txt</td></tr> <tr><td>(7)-1 廃止届出事項（非課税口座廃止届出書等に記載された事項等）</td><td>007dat**. txt</td></tr> <tr><td>(7)-2 廃止届出事項（未成年者口座廃止届出書等に記載された事項等）</td><td></td></tr> <tr><td>(8)-1 提出事項（勘定廃止通知書等の提出をした者に関する事項）</td><td>008dat**. txt</td></tr> <tr><td>(8)-2 提出事項（未成年者口座廃止通知書の提出をした者に関する事項）</td><td></td></tr> <tr><td>(追加)</td><td>(追加)</td></tr> </tbody> </table>	申請事項等の名称	ファイル名	(1)-1 非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項	001dat**. txt	(1)-2 未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項		(2)-1 非課税適用確認書の提出をした者に関する事項	002dat**. txt	(2)-2 未成年者非課税適用確認書の提出をした者に関する事項		(3)-1 非課税口座異動届出書に記載された事項等	003dat**. txt	(3)-2 未成年者口座異動届出書に記載された事項等		(4)-1 非課税口座移管依頼書に記載された事項等	004dat**. txt	(4)-2 未成年者口座移管依頼書に記載された事項等		(5)-1 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項（非課税口座）	005dat**. txt	(5)-2 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項（未成年者口座）		(6) 変更届出事項（金融商品取引業者等変更届出書に記載された事項等）	006dat**. txt	(7)-1 廃止届出事項（非課税口座廃止届出書等に記載された事項等）	007dat**. txt	(7)-2 廃止届出事項（未成年者口座廃止届出書等に記載された事項等）		(8)-1 提出事項（勘定廃止通知書等の提出をした者に関する事項）	008dat**. txt	(8)-2 提出事項（未成年者口座廃止通知書の提出をした者に関する事項）		(追加)	(追加)
申請事項等の名称	ファイル名																																																																				
(1)-1 非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項	001dat**. txt																																																																				
(1)-2 未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項																																																																					
(2)-1 非課税適用確認書の提出をした者に関する事項	002dat**. txt																																																																				
(2)-2 未成年者非課税適用確認書の提出をした者に関する事項																																																																					
(3)-1 非課税口座異動届出書に記載された事項等	003dat**. txt																																																																				
(3)-2 未成年者口座異動届出書に記載された事項等																																																																					
(4)-1 非課税口座移管依頼書に記載された事項等	004dat**. txt																																																																				
(4)-2 未成年者口座移管依頼書に記載された事項等																																																																					
(5)-1 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項（非課税口座）	005dat**. txt																																																																				
(5)-2 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項（未成年者口座）																																																																					
(6) 変更届出事項（金融商品取引業者等変更届出書に記載された事項等）	006dat**. txt																																																																				
(7)-1 廃止届出事項（非課税口座廃止届出書等に記載された事項等）	007dat**. txt																																																																				
(7)-2 廃止届出事項（未成年者口座廃止届出書等に記載された事項等）																																																																					
(8)-1 提出事項（勘定廃止通知書等の提出をした者に関する事項）	008dat**. txt																																																																				
(8)-2 提出事項（未成年者口座廃止通知書の提出をした者に関する事項）																																																																					
(9) 届出事項（非課税口座簡易開設届出書に記載された事項等）	009dat**. txt																																																																				
申請事項等の名称	ファイル名																																																																				
(1)-1 非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項	001dat**. txt																																																																				
(1)-2 未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項																																																																					
(2)-1 非課税適用確認書の提出をした者に関する事項	002dat**. txt																																																																				
(2)-2 未成年者非課税適用確認書の提出をした者に関する事項																																																																					
(3)-1 非課税口座異動届出書に記載された事項等	003dat**. txt																																																																				
(3)-2 未成年者口座異動届出書に記載された事項等																																																																					
(4)-1 非課税口座移管依頼書に記載された事項等	004dat**. txt																																																																				
(4)-2 未成年者口座移管依頼書に記載された事項等																																																																					
(5)-1 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項（非課税口座）	005dat**. txt																																																																				
(5)-2 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項（未成年者口座）																																																																					
(6) 変更届出事項（金融商品取引業者等変更届出書に記載された事項等）	006dat**. txt																																																																				
(7)-1 廃止届出事項（非課税口座廃止届出書等に記載された事項等）	007dat**. txt																																																																				
(7)-2 廃止届出事項（未成年者口座廃止届出書等に記載された事項等）																																																																					
(8)-1 提出事項（勘定廃止通知書等の提出をした者に関する事項）	008dat**. txt																																																																				
(8)-2 提出事項（未成年者口座廃止通知書の提出をした者に関する事項）																																																																					
(追加)	(追加)																																																																				
<p>(注) (省略)</p>	<p>(注) (同左)</p>																																																																				
<p>5 国税電子申告・納税システムを使用する方法により所轄税務署長に申請事項等を提供する際の留意事項 (省略)</p>	<p>5 国税電子申告・納税システムを使用する方法により所轄税務署長に申請事項等を提供する際の留意事項 (同左)</p>																																																																				

改正後		改正前	

項目	項目名	入力文字数	記述欄
30	会社物品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	全角 6文字以内	申請者から「非課税適用確認書」の提出を受けた会社物品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の名称を記載してください。 (例)「藤沢税務署 一 藤沢」
31	会社物品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	半角 5文字	申請者から「非課税適用確認書」の提出を受けた会社物品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記載してください。 (例)「藤沢税務署 一 01101」

改正前

(同左)

○ レコードの内容及び記録要領(1)ー2【未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項】(租税特別措置法第37条の14の2第15項) (別紙1ー2)

項目名		入力文字数		記録要領	
1	申請書の種別	半角	3文字	「00」を記録してください。	
2	提出年月日	半角	1文字	申請書(未成年者非課税適用確認書の交付申請書)を提出した者をいいます。以下レコードの内容及び記録要領(1)ー2)において同じです。)が「未成年者非課税適用確認書の交付申請書」を提出した日(月)を記入し、年、月及び日を記録してください。	
3		年	2文字	この項目、入力については「4」を記録し、また、「月」及び「日」は、それぞれ項目で2桁を使用することにご留意してください。	
4		日	2文字	(例)「平成30年1月4日 → 4.30.01.04」	
5	申請者の氏名	全角	100文字以内	申請者の氏名を記録してください。姓と名の順を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、ファーストネーム、ミドルネームの順に記し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。	
6	申請者のフリガナ	全角	100文字以内	申請者の氏名を記録してください。姓と名の順を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、ファーストネーム、ミドルネームの順に記し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。	
7	申請者の生年月日	年号	1文字	申請者の生年月日の元号、年、月及び日を記録してください。	
8		年	2文字	この項目、入力については、「4」を記録し、また、「月」、「日」は、それぞれ項目で2桁を使用することにご留意してください。	
9		月	2文字	(例)「平成18年4月15日 → 4.18.04.15」	
10		年	2文字	申請者の居住所(住所)又は所在地を都道府県名から記録してください。	
11		日	2文字	申請者の居住所(住所)又は所在地を都道府県名から記録してください。	
12	申請者の居住所(住所)又は所在地	全角	125文字以内	申請者の居住所(住所)又は所在地を都道府県名から記録してください。	
13	申請者の個人番号	半角	12文字	申請者の個人番号を記録してください。	
14	(空白)	—	0文字	「前の項目、後の項目」としてください。	
15	金融機関取引業者等の営業所の名称	全角	60文字以内	申請者から「未成年者非課税適用確認書の交付申請書」の提出を受けた金融機関取引業者等の営業所の名称を記録してください。	
16	金融機関取引業者等の営業所の所在地	全角	125文字以内	申請者から「未成年者非課税適用確認書の交付申請書」の提出を受けた金融機関取引業者等の営業所の所在地を都道府県名から記録してください。	
17	金融機関取引業者等の営業所の郵便番号	半角	1文字	申請者から「未成年者非課税適用確認書の交付申請書」の提出を受けた金融機関取引業者等の営業所の郵便番号を記録してください。	
18		年	0文字	「前の項目、後の項目」としてください。	
19		日	0文字	「前の項目、後の項目」としてください。	
20	(空白)	—	0文字	「前の項目、後の項目」としてください。	
21	(空白)	—	0文字	「前の項目、後の項目」としてください。	
22	(空白)	—	0文字	「前の項目、後の項目」としてください。	
23	(空白)	—	0文字	「前の項目、後の項目」としてください。	
24	送付先の欄	半角	1文字	申請者から「未成年者非課税適用確認書の交付申請書」の提出を受けた金融機関取引業者等の営業所以外の送付先に送付する場合には、「1」を記録してください。送付先の場合には「0」を記録してください。	
25	送付先の名称	全角	60文字以内	申請者から「未成年者非課税適用確認書の交付申請書」の提出を受けた金融機関取引業者等の営業所以外の送付先に送付する場合には、「1」を記録してください。送付先の場合には「0」を記録してください。	
26	送付先の所在地	全角	125文字以内	申請者から「未成年者非課税適用確認書の交付申請書」の提出を受けた金融機関取引業者等の営業所以外の送付先に送付する場合には、「1」を記録してください。送付先の場合には「0」を記録してください。	
27	送付先の郵便番号	全角	10文字以内	申請者から「未成年者非課税適用確認書の交付申請書」の提出を受けた金融機関取引業者等の営業所以外の送付先に送付する場合には、「1」を記録してください。送付先の場合には「0」を記録してください。	
28	金融機関取引業者等の営業所の営業所使用欄	半角	20文字以内	申請者から「未成年者非課税適用確認書の交付申請書」の提出を受けた金融機関取引業者等の営業所以外の送付先に送付する場合には、「1」を記録してください。送付先の場合には「0」を記録してください。	
29	金融機関取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	全角	6文字以内	申請者から「未成年者非課税適用確認書の交付申請書」の提出を受けた金融機関取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の名称を記録してください。	
30	金融機関取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	半角	5文字	申請者から「未成年者非課税適用確認書の交付申請書」の提出を受けた金融機関取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記録してください。	
31	金融機関取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	半角	5文字	申請者から「未成年者非課税適用確認書の交付申請書」の提出を受けた金融機関取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記録してください。	

改正後

(同左)

○ レコード内容及び記録要領②-2【未成年者非課税適用確認書の提出をした者に関する事項】(租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 19 項) (別紙 2-1)

項目	項目名	入力文字数	記録要領
1	申請受理書の種類	半角 3 文字	「020」を記録してください。
2	提出年月日	元号 半角 1 文字 年 半角 2 文字 月 半角 2 文字 日 半角 2 文字	提出書(未成年者非課税適用確認書)提出した者(以下「レコード内容及び記録要領②-2」において同じです。)が未成年者非課税適用確認書を金融機関引当業者等の営業所に提出した年月日の年、月及び日を記録してください。 この場合、元号については「4」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。 (例)「平成 30 年 1 月 4 日 → 4.30.04」
3		半角 2 文字	
4		半角 2 文字	
5	提出者の氏名	半角 2 文字	提出者の氏名を記録してください。姓と名の順を 1 文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、ファーストネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれその名のフリガナを記録してください。姓と名の順を 1 文字分のスペースにより区切ってください。 この場合、元号については「4」を記録し、また、「年」、「月」、「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。 (例)「平成 18 年 4 月 15 日 → 4.18.04.15」
6	提出者のフリガナ	半角 120 文字以内	提出者の氏名を記録してください。姓と名の順を 1 文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、ファーストネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれその名のフリガナを記録してください。姓と名の順を 1 文字分のスペースにより区切ってください。 この場合、元号については「4」を記録し、また、「年」、「月」、「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。
7	提出者の生年月日	元号 半角 1 文字 年 半角 2 文字 月 半角 2 文字 日 半角 2 文字	提出者の生年月日の元号、年、月及び日を記録してください。 この場合、元号については「4」を記録し、また、「年」、「月」、「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。
8		半角 1 文字	
9		半角 2 文字	
10		半角 2 文字	
11	提出者の居住所(居所)又は所在地	半角 120 文字以内	提出者の居住所(居所)又は所在地を郵便番号から記録してください。
12		半角 12 文字	
13	提出者の個人番号	半角 12 文字	提出者の個人番号を記録してください。
14	(空白)	—	「前の項目、後の項目」としてください。
15	(空白)	—	「前の項目、後の項目」としてください。
16	(空白)	—	「前の項目、後の項目」としてください。
17	(空白)	—	「前の項目、後の項目」としてください。
18	(空白)	—	「前の項目、後の項目」としてください。
19	提出者の電話番号	半角 14 文字	提出者から提出を受けた未成年者非課税適用確認書に記載された電話番号を記録してください。 提出者から提出を受けた未成年者非課税適用確認書に記載された氏名が変更されている場合には、「1」を記録してください。また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。
20	提出者の氏名が変更されている旨	半角 1 文字	提出者から提出を受けた未成年者非課税適用確認書に記載された氏名が変更されている場合には、「1」を記録してください。また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。
21	未成年者非課税適用確認書の氏名フリガナ	半角 120 文字以内	提出者から提出を受けた未成年者非課税適用確認書に記載された未成年者非課税適用確認書の氏名フリガナを記録してください。姓と名の順を 1 文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、「前の項目、後の項目」としてください。 提出者から提出を受けた未成年者非課税適用確認書に記載された氏名が変更されている場合には、「1」を記録してください。また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。
22	未成年者非課税適用確認書の氏名フリガナ	半角 120 文字以内	提出者から提出を受けた未成年者非課税適用確認書に記載された未成年者非課税適用確認書の氏名フリガナを記録してください。姓と名の順を 1 文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、「前の項目、後の項目」としてください。 提出者から提出を受けた未成年者非課税適用確認書に記載された氏名が変更されている場合には、「1」を記録してください。また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。
23	金融機関引当業者等の営業所の名称	半角 60 文字以内	提出者から提出を受けた未成年者非課税適用確認書に記載された金融機関引当業者等の営業所の所在地を郵便番号から記録してください。
24	金融機関引当業者等の営業所の所在地	半角 12 文字以内	提出者から提出を受けた未成年者非課税適用確認書に記載された金融機関引当業者等の営業所の所在地を郵便番号から記録してください。
25	金融機関引当業者等の営業所の郵便番号	半角 7 文字	提出者から提出を受けた未成年者非課税適用確認書に記載された金融機関引当業者等の営業所の郵便番号を記録してください。
26	非課税適用確認書が決定された年月日又は決定予定年月日	元号 半角 1 文字 年 半角 2 文字 月 半角 2 文字 日 半角 2 文字	提出者から提出を受けた未成年者非課税適用確認書に記載された非課税適用確認書の決定された年月日又は決定予定年月日、年、月及び日を記録してください。 この場合、元号については「4」を記録し、また、「年」、「月」、「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。 (例)「平成 30 年 4 月 2 日 → 4.30.04.02」
27		半角 2 文字	
28		半角 2 文字	
29	未成年者口座の記号又は番号	半角 2 文字	提出者から提出を受けた未成年者非課税適用確認書に記載された未成年者口座の記号又は番号を記録してください。なお、半角英数字又は半角文字の「-」(ハイフン)のみで構成してください。(例)「1111-1111-1111」
30		半角 20 文字以内	
31	金融機関引当業者等の営業所の名称	半角 6 文字以内	提出者から提出を受けた未成年者非課税適用確認書に記載された金融機関引当業者等の営業所の所在地を郵便番号から記録してください。
32	金融機関引当業者等の営業所の所在地	半角 6 文字	提出者から提出を受けた未成年者非課税適用確認書に記載された金融機関引当業者等の営業所の所在地を郵便番号から記録してください。

改正前

項目	項目名	入力文字数	取得経路
27	提出者の基礎日における国内の住所（住所）又は所在地	全角 128文字以内	37条の14第24項の規定により非課税口座期間満了提出者の提出者としたものとなす取得（以下「みなし開設」といいます。以下「ユーザ」の名称及び登録番号（3-1）において「ユーザ」とする）または非課税口座である場合は、「前」の項目…次の項目」としてください。 特定定期期間が平成26年1月1日から平成29年12月31日までの期間である場合は、非課税口座開設届出書に係る非課税口座に開設されている非課税管理勘定を指定する際に提出者から提出を受けた非課税管理勘定等に記載された基礎日における住所（住所）又は所在地を登録するから取得してください。 特定定期期間が平成30年1月1日から平成33年12月31日までの期間又は平成30年1月1日から平成49年12月31日までの期間である場合又は提出者の口座がみなし開設された非課税口座である場合は、「前」の項目「次の項目」としてください。 非課税口座開設届出書に係る非課税口座に開設されている非課税管理勘定又は登録済管理勘定を指定する際に提出者から提出を受けた非課税管理勘定等に記載された登録番号を記録してください。し開設された非課税口座である場合は、平成年者非課税管理勘定又は平成年者非課税管理勘定を登録された登録番号を記録してください。
28	提出者の登録番号	半角 14文字	提出者の口座がみなし開設された非課税口座である場合には、平成年者口座開設の際に提出された平成年者非課税管理勘定又は平成年者非課税管理勘定を登録された登録番号を記録してください。
29	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	全角 6文字以内	提出者から非課税口座開設届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の名称を記録してください。 (例)「非課税税務署 ― 〇〇〇〇」
30	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	半角 5文字	提出者から非課税口座開設届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記録してください。 (例)「非課税税務署 ― 01101」

(注) 提出者の非課税口座について、平成26年1月1日から平成29年12月31日までの期間の特定定期期間に係る非課税管理勘定と、平成30年1月1日から平成33年12月31日までの期間の特定定期期間に係る非課税管理勘定又は平成30年1月1日から平成49年12月31日までの期間の特定定期期間に係る非課税管理勘定に係る登録済管理勘定に係る登録済管理勘定を指定している場合は、それぞれについて上記の「ユーザ」を選択してください。

改正後

項目	項目名	入力文字数	取得経路
27	提出者の基礎日における国内の住所（住所）又は所在地	全角 128文字以内	37条の14第26項の規定により非課税口座期間満了提出者の提出者としたものとなす取得（以下「みなし開設」といいます。以下「ユーザ」の名称及び登録番号（3-1）において「ユーザ」とする）または非課税口座である場合は、「前」の項目…次の項目」としてください。 特定定期期間が平成26年1月1日から平成29年12月31日までの期間である場合は、非課税口座開設届出書に係る非課税口座に開設されている非課税管理勘定を指定する際に提出者から提出を受けた非課税管理勘定等に記載された基礎日における住所（住所）又は所在地を登録するから取得してください。 特定定期期間が平成30年1月1日から平成33年12月31日までの期間又は平成30年1月1日から平成49年12月31日までの期間である場合又は提出者の口座がみなし開設された非課税口座である場合は、「前」の項目「次の項目」としてください。 非課税口座開設届出書に係る非課税口座に開設されている非課税管理勘定又は登録済管理勘定を指定する際に提出者から提出を受けた非課税管理勘定等に記載された登録番号を記録してください。し開設された非課税口座である場合は、平成年者非課税管理勘定又は平成年者非課税管理勘定を登録された登録番号を記録してください。
28	提出者の登録番号	半角 14文字	提出者の口座がみなし開設された非課税口座である場合には、平成年者口座開設の際に提出された平成年者非課税管理勘定又は平成年者非課税管理勘定を登録された登録番号を記録してください。
29	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	全角 6文字以内	提出者から非課税口座開設届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の名称を記録してください。 (例)「非課税税務署 ― 〇〇〇〇」
30	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	半角 5文字	提出者から非課税口座開設届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記録してください。 (例)「非課税税務署 ― 01101」

(注) 提出者の非課税口座について、平成26年1月1日から平成29年12月31日までの期間の特定定期期間に係る非課税管理勘定と、平成30年1月1日から平成33年12月31日までの期間の特定定期期間に係る非課税管理勘定又は平成30年1月1日から平成49年12月31日までの期間の特定定期期間に係る非課税管理勘定に係る登録済管理勘定に係る登録済管理勘定を指定している場合は、それぞれについて上記の「ユーザ」を選択してください。

○ レコードの内容及び記録要領③-2【未成年者口歴異動届出書に記載された事項等】

(別紙3-12)

(相対特別措置法施行令第25条の13の8第17項において準用する同令第25条の13の2第4項)

項目	項目名	入力文字数	記録要領
1	申請事項の種類	半角 3文字	「003」を記録してください。
2	提出者の氏名	全角 120文字以内	提出者(未成年者口歴異動届出書を提出した者)をいいます。以下(レコードの内容及び記録要領③-21において同じです。)の氏名を記録してください。姓と名の順を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、フーズネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。
3	提出者のフリガナ	全角 120文字以内	提出者の氏名のフリガナを記録してください。姓と名の順を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、フーズネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。
4	提出者の生年月日	半角 1文字	提出者の生年月日の元号、年、月及び日を記録してください。
5	提出者の性別	半角 2文字	この場合、性別については「4」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ項目で2桁を併用することに留意してください。 (例)「年」18年4月15日 → 4,18,04,15)
6	提出者の誕生日	半角 3文字	
7	提出者の居住先(居所)又は所在地	半角 120文字以内	提出者の居住先(居所)又は所在地を都道府県名から記録してください。
8	提出者の個人番号	半角 12文字	提出者の個人番号を記録してください。
9	未成年者口歴の氏名又は番号	半角 20文字以内	未成年者口歴異動届出書の提出を受けた金融機関引継ぎ等の営業所に提供されている提出者の未成年者口歴の氏名又は番号を記録してください。なお、半角英数字又は半角文字の「(イ)〜(ウ)」のみを入力してください。(例)「1111-1111-1111」)
10	提出者の氏名	半角 0文字	提出者の氏名のフリガナを記録してください。姓と名の順を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、フーズネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。
11	(空白)	半角 0文字	
12	(空白)	半角 0文字	
13	(空白)	半角 0文字	
14	(空白)	半角 0文字	
15	提出者の変更前の氏名	全角 120文字以内	提出者の変更前の氏名を記録してください。姓と名の順を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、フーズネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。
16	提出者の変更前の氏名のフリガナ	全角 120文字以内	提出者の変更前の氏名のフリガナを記録してください。姓と名の順を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、フーズネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。
17	提出者の変更前の住所(居所)又は所在地	全角 125文字以内	提出者の変更前の住所(居所)又は所在地を都道府県名から記録してください。
18	提出者の変更前の個人番号	半角 12文字	提出者の変更前の個人番号を記録してください。
19	提出者の変更前の氏名	全角 120文字以内	提出者の変更前の氏名を記録してください。姓と名の順を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、フーズネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。
20	提出者の変更後の氏名のフリガナ	全角 120文字以内	提出者の変更後の氏名のフリガナを記録してください。姓と名の順を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、フーズネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。
21	提出者の変更後の住所(居所)又は所在地	全角 125文字以内	提出者の変更後の住所(居所)又は所在地を都道府県名から記録してください。
22	提出者の変更後の個人番号	半角 12文字	提出者の変更後の個人番号を記録してください。
23	(空白)	半角 0文字	
24	(空白)	半角 0文字	
25	(空白)	半角 0文字	
26	(空白)	半角 0文字	
27	(空白)	半角 0文字	

改正前

○ レコードの内容及び記録要領③-2【未成年者口歴異動届出書に記載された事項等】

(別紙3-12)

(相対特別措置法施行令第25条の13の8第20項において準用する同令第25条の13の2第4項)

項目	項目名	入力文字数	記録要領
1	申請事項の種類	半角 3文字	「003」を記録してください。
2	提出者の氏名	全角 120文字以内	提出者(未成年者口歴異動届出書を提出した者)をいいます。以下(レコードの内容及び記録要領③-21において同じです。)の氏名を記録してください。姓と名の順を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、フーズネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。
3	提出者のフリガナ	全角 120文字以内	提出者の氏名のフリガナを記録してください。姓と名の順を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、フーズネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。
4	提出者の生年月日	半角 1文字	提出者の生年月日の元号、年、月及び日を記録してください。
5	提出者の性別	半角 2文字	この場合、性別については「4」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ項目で2桁を併用することに留意してください。 (例)「年」18年4月15日 → 4,18,04,15)
6	提出者の誕生日	半角 3文字	
7	提出者の居住先(居所)又は所在地	全角 125文字以内	提出者の居住先(居所)又は所在地を都道府県名から記録してください。
8	提出者の個人番号	半角 12文字	提出者の個人番号を記録してください。
9	未成年者口歴の氏名又は番号	半角 20文字以内	未成年者口歴異動届出書の提出を受けた金融機関引継ぎ等の営業所に提供されている提出者の未成年者口歴の氏名又は番号を記録してください。なお、半角英数字又は半角文字の「(イ)〜(ウ)」のみを入力してください。(例)「1111-1111-1111」)
10	提出者の氏名	半角 0文字	提出者の氏名のフリガナを記録してください。姓と名の順を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、フーズネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。
11	(空白)	半角 0文字	
12	(空白)	半角 0文字	
13	(空白)	半角 0文字	
14	(空白)	半角 0文字	
15	提出者の変更前の氏名	全角 120文字以内	提出者の変更前の氏名を記録してください。姓と名の順を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、フーズネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。
16	提出者の変更前の氏名のフリガナ	全角 120文字以内	提出者の変更前の氏名のフリガナを記録してください。姓と名の順を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、フーズネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。
17	提出者の変更前の住所(居所)又は所在地	全角 125文字以内	提出者の変更前の住所(居所)又は所在地を都道府県名から記録してください。
18	提出者の変更前の個人番号	半角 12文字	提出者の変更前の個人番号を記録してください。
19	提出者の変更後の氏名	全角 120文字以内	提出者の変更後の氏名を記録してください。姓と名の順を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、フーズネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。
20	提出者の変更後の氏名のフリガナ	全角 120文字以内	提出者の変更後の氏名のフリガナを記録してください。姓と名の順を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、フーズネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。
21	提出者の変更後の住所(居所)又は所在地	全角 125文字以内	提出者の変更後の住所(居所)又は所在地を都道府県名から記録してください。
22	提出者の変更後の個人番号	半角 12文字	提出者の変更後の個人番号を記録してください。
23	(空白)	半角 0文字	
24	(空白)	半角 0文字	
25	(空白)	半角 0文字	
26	(空白)	半角 0文字	
27	(空白)	半角 0文字	

改正後

改正前

項目名		入力文字基準	記録要領
28	提出者の登録番号	半角 14文字	未成年者口座異動届出書に係る未成年者口座に現に設けられている非課税管理勘定を指定する際に提出者から提出を受けた未成年者非課税管理勘定又は未成年者口座凍止通知書に記載された登録番号を記録してください。
29	金融機関取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	全角 6文字以内	提出者から未成年者口座異動届出書の提出を受けた金融機関取引業者の営業所の所在地の所轄税務署の名称を記録してください。 (例)「藤沢税務署 → 藤沢」
30	金融機関取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	半角 5文字	提出者から未成年者口座異動届出書の提出を受けた金融機関取引業者の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記録してください。 (例)「藤沢税務署 → 01101」

改正後

項目名		入力文字基準	記録要領
28	提出者の登録番号	半角 14文字	未成年者口座異動届出書に係る未成年者口座に現に設けられている非課税管理勘定を指定する際に提出者から提出を受けた未成年者非課税管理勘定又は未成年者口座凍止通知書に記載された登録番号を記録してください。
29	金融機関取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	全角 6文字以内	提出者から未成年者口座異動届出書の提出を受けた金融機関取引業者の営業所の所在地の所轄税務署の名称を記録してください。 (例)「藤沢税務署 → 藤沢」
30	金融機関取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	半角 5文字	提出者から未成年者口座異動届出書の提出を受けた金融機関取引業者の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記録してください。 (例)「藤沢税務署 → 01101」

改正前

項目	項目名	入力文字数	取得票種
30	持管前の金融商品取引業者等の営業所の所轄投資 票の票種	半角 5文字	提出者の持管前の金融商品取引業者の営業所の所在地の所轄投資票の番号を記録してください。 (例)「甲種投資票 ― 0101」
31	持管前の金融商品取引業者等の営業所の所轄投資 票の名称	全角 6文字以内	提出者の持管前の金融商品取引業者の営業所の所在地の所轄投資票の名称を記録してください。 (例)「株田投資票 ― 株田」
32	持管前の金融商品取引業者等の営業所の所轄投資 票の番号	半角 5文字	提出者の持管前の金融商品取引業者の営業所の所在地の所轄投資票の番号を記録してください。 (例)「株田投資票 ― 0102」

(注) 提出者の持管前口座について、平成26年1月1日から平成29年12月31日までの期間の勘定取次期間に係る非課税資産勘定又は平成30年1月1日から平成49年12月31日までの期間の勘定取次期間に係る累積投資勘定の両方が設けられている場合は、それぞれについて上記のシードを提供してください。

改正後

項目	項目名	入力文字数	取得票種
30	持管前の金融商品取引業者等の営業所の所轄投資 票の番号	半角 5文字	提出者の持管前の金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄投資票の番号を記録してください。 (例)「種別投資票 ― 0101」
31	持管前の金融商品取引業者等の営業所の所轄投資 票の名称	全角 6文字以内	提出者の持管前の金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄投資票の名称を記録してください。 (例)「株田投資票 ― 株田」
32	持管前の金融商品取引業者等の営業所の所轄投資 票の番号	半角 5文字	提出者の持管前の金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄投資票の番号を記録してください。 (例)「株田投資票 ― 0102」

(注) 提出者の持管前口座について、平成26年1月1日から平成29年12月31日までの期間の勘定取次期間に係る非課税資産勘定又は平成30年1月1日から平成49年12月31日までの期間の勘定取次期間に係る累積投資勘定の両方が設けられている場合は、それぞれについて上記のシードを提供してください。

○ レコード内容及び記録要領(4)ー2 【未成年者口座移管依頼書に記載された事項等】 (租税特別措置法施行令第25条の13の8第1項において準用する同令第25条の13の2第4項)

項目	項目名	入力の文字数	記録要領
1	申請書等の種類	3文字	「004」を記録してください。
2	提出者の氏名	全角 120文字以内	提出者(未成年者口座移管依頼書を出した者)をいいます。以下「レコードの内訳及び記録要領(4)ー2)において同じです」の氏名を記録してください。姓と名の間に1文字のスペースにより区切ってください。外国にについては、ファミリーネーム、フラスネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれ間に1文字のスペースにより区切ってください。
3	提出者のフリガナ	全角 120文字以内	提出者の氏名をフリガナを記録してください。姓と名の間に1文字のスペースにより区切ってください。外国にについては、ファミリーネーム、フラスネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれ間に1文字のスペースにより区切ってください。
4	提出者の生年月日	元号 半角 1文字 年 半角 2文字 月 半角 2文字 日 半角 2文字	提出者の生年月日を「YYMMDD」の順に記録してください。YYは年、MMは月、DDは日を表します。YYは00から99までの数字で表す。MMは01から12までの数字で表す。DDは01から31までの数字で表す。ただし、01は1、02は2、03は3、04は4、05は5、06は6、07は7、08は8、09は9と読み替える。例)「平成30年9月10日」→「4.30.09.10」
5			
6			
7			
8	提出者の居住先(住所)又は所在地	全角 125文字以内	提出者の居住先(住所)又は所在地を郵便番号から記録してください。
9	提出者の個人番号	半角 12文字	提出者の個人番号を記録してください。
10	移管前の金融機関品取引業者等の営業所の名称	全角 60文字以内	提出者の移管前の金融機関品取引業者等の営業所の名称を記録してください。
11	移管前の金融機関品取引業者等の営業所の所在地	全角 125文字以内	提出者の移管前の金融機関品取引業者等の営業所の所在地を郵便番号から記録してください。
12	移管先の金融機関品取引業者等の営業所の名称	全角 60文字以内	提出者の移管先の金融機関品取引業者等の営業所の名称を記録してください。
13	移管先の金融機関品取引業者等の営業所の所在地	全角 125文字以内	提出者の移管先の金融機関品取引業者等の営業所の所在地を郵便番号から記録してください。
14	移管前の未成年者口座の記号又は番号	半角 20文字以内	提出者の移管前の未成年者口座の記号又は番号を記録してください。なお、半角英数字又は半角文字の「(ハイフン)」のみを入力してください。(例)「11-1111-1111」
15	(空白)	0文字	「」の項目、(後の項目)としてください。
16	(空白)	0文字	「」の項目、(後の項目)としてください。
17	(空白)	0文字	「」の項目、(後の項目)としてください。
18	移管希望月日	半角 1文字 年 半角 2文字 月 半角 2文字 日 半角 2文字	提出者の移管希望する年月日の年、月、日及び日を記録してください。この場合、年号については「YY」を記録し、また、「YY」及び「YY」は、それぞれ項目で2桁を使用することに留意してください。(例)「平成30年9月10日」→「4.30.09.10」
19			
20			
21			
22			
23	(空白)	0文字	「」の項目、(後の項目)としてください。
24	(空白)	0文字	「」の項目、(後の項目)としてください。
25	(空白)	0文字	「」の項目、(後の項目)としてください。
26	(空白)	0文字	「」の項目、(後の項目)としてください。
27	提出者の電話番号	半角 14文字	未成年者口座移管依頼書に記載された未成年者口座に現に取付けられている非課税者特定を決定する際に提出者から提出を受けた未成年者課税通知書又は未成年者口座廃止通知書に記載された電話番号を記録してください。
28	移管前の金融機関品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	全角 6文字以内	提出者の移管前の金融機関品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記録してください。(例)「国税庁税務署 ー 01101」
29	移管前の金融機関品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	半角 5文字	提出者の移管前の金融機関品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記録してください。(例)「国税庁税務署 ー 01101」
30	移管先の金融機関品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	全角 6文字以内	提出者の移管先の金融機関品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の名称を記録してください。(例)「国税庁税務署 ー 1101」
31	移管先の金融機関品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	半角 5文字	提出者の移管先の金融機関品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記録してください。(例)「国税庁税務署 ー 01102」
32			

改正前

○ レコード内容及び記録要領(4)ー2 【未成年者口座移管依頼書に記載された事項等】 (租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項において準用する同令第25条の13の2第4項)

(別紙4-2)

項目	項目名	入力の文字数	記録要領
1	申請書等の種類	3文字	「004」を記録してください。
2	提出者の氏名	全角 120文字以内	提出者(未成年者口座移管依頼書を出した者)をいいます。以下「レコードの内訳及び記録要領(4)ー2)において同じです」の氏名を記録してください。姓と名の間に1文字のスペースにより区切ってください。外国にについては、ファミリーネーム、フラスネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれ間に1文字のスペースにより区切ってください。
3	提出者のフリガナ	全角 120文字以内	提出者の氏名をフリガナを記録してください。姓と名の間に1文字のスペースにより区切ってください。外国にについては、ファミリーネーム、フラスネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれ間に1文字のスペースにより区切ってください。
4	提出者の生年月日	元号 半角 1文字 年 半角 2文字 月 半角 2文字 日 半角 2文字	提出者の生年月日を「YYMMDD」の順に記録してください。YYは年、MMは月、DDは日を表します。YYは00から99までの数字で表す。MMは01から12までの数字で表す。DDは01から31までの数字で表す。ただし、01は1、02は2、03は3、04は4、05は5、06は6、07は7、08は8、09は9と読み替える。例)「平成30年9月10日」→「4.30.09.10」
5			
6			
7			
8	提出者の居住先(住所)又は所在地	全角 125文字以内	提出者の居住先(住所)又は所在地を郵便番号から記録してください。
9	提出者の個人番号	半角 12文字	提出者の個人番号を記録してください。
10	移管前の金融機関品取引業者等の営業所の名称	全角 60文字以内	提出者の移管前の金融機関品取引業者等の営業所の名称を記録してください。
11	移管前の金融機関品取引業者等の営業所の所在地	全角 125文字以内	提出者の移管前の金融機関品取引業者等の営業所の所在地を郵便番号から記録してください。
12	移管先の金融機関品取引業者等の営業所の名称	全角 60文字以内	提出者の移管先の金融機関品取引業者等の営業所の名称を記録してください。
13	移管先の金融機関品取引業者等の営業所の所在地	全角 125文字以内	提出者の移管先の金融機関品取引業者等の営業所の所在地を郵便番号から記録してください。
14	移管前の未成年者口座の記号又は番号	半角 20文字以内	提出者の移管前の未成年者口座の記号又は番号を記録してください。なお、半角英数字又は半角文字の「(ハイフン)」のみを入力してください。(例)「11-1111-1111」
15	(空白)	0文字	「」の項目、(後の項目)としてください。
16	(空白)	0文字	「」の項目、(後の項目)としてください。
17	(空白)	0文字	「」の項目、(後の項目)としてください。
18	移管希望月日	半角 1文字 年 半角 2文字 月 半角 2文字 日 半角 2文字	提出者の移管希望する年月日の年、月、日及び日を記録してください。この場合、年号については「YY」を記録し、また、「YY」及び「YY」は、それぞれ項目で2桁を使用することに留意してください。(例)「平成30年9月10日」→「4.30.09.10」
19			
20			
21			
22			
23	(空白)	0文字	「」の項目、(後の項目)としてください。
24	(空白)	0文字	「」の項目、(後の項目)としてください。
25	(空白)	0文字	「」の項目、(後の項目)としてください。
26	(空白)	0文字	「」の項目、(後の項目)としてください。
27	提出者の電話番号	半角 14文字	未成年者口座移管依頼書に記載された未成年者口座に現に取付けられている非課税者特定を決定する際に提出者から提出を受けた未成年者課税通知書又は未成年者口座廃止通知書に記載された電話番号を記録してください。
28	移管前の金融機関品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	全角 6文字以内	提出者の移管前の金融機関品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記録してください。(例)「国税庁税務署 ー 01101」
29	移管前の金融機関品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	半角 5文字	提出者の移管前の金融機関品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記録してください。(例)「国税庁税務署 ー 01102」
30	移管先の金融機関品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	全角 6文字以内	提出者の移管先の金融機関品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の名称を記録してください。(例)「国税庁税務署 ー 1101」
31	移管先の金融機関品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	半角 5文字	提出者の移管先の金融機関品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記録してください。(例)「国税庁税務署 ー 01102」
32			

改正後

改正前

項目名		入力文字数集	記号集種
22	移管前の営業所の所在地	全角 126文字以内	移管前の営業所の所在地を都道府県名から登録してください。
23	移管元の営業所の法人番号	半角 13文字	移管前の営業所に係る金融機関預払番号の法人番号（番号法第2条第15項に規定する法人番号をいいます。以下第5～21に同じです。）を登録してください。
24	移管元の営業所の名称	全角 60文字以内	移管前の営業所の名称を登録してください。
25	移管元の営業所の所在地	全角 126文字以内	移管前の営業所の所在地を都道府県名から登録してください。
26	移管年月日	元号 12文字	移管された年月日については「年」及び「日」を登録してください。
27	移管年月日	年 半角 2文字	この場合、本号については「日」を登録し、また、「月」及び「日」は、それぞれ項目で2桁を使用することに留意してください。
28	移管年月日	年 半角 2文字	この場合、本号については「日」を登録し、また、「月」及び「日」は、それぞれ項目で2桁を使用することに留意してください。
29	移管先の営業所の所轄税務署の名称	半角 2文字	（例）「平成30年9月10日 → 4,30,00,10」
30	移管先の営業所の所轄税務署の番号	全角 6文字以内	移管先の営業所の所在地の所轄税務署の名称を登録してください。
31	移管先の営業所の所轄税務署の番号	半角 5文字	（例）「国税庁税務署 → 国税庁」

〔注〕 移管された申請受付日について、平成29年1月1日から平成29年12月31日までの期間の勘定決算期間に係る別課税管理勘定又は平成30年1月1日から平成49年12月31日までの期間の勘定決算期間に係る累積投資勘定の両方が行われている場合には、それぞれについて上記のレコードを複数してください。

改正後

項目名		入力文字数集	記号集種
22	移管前の営業所の所在地	全角 126文字以内	移管前の営業所の所在地を都道府県名から登録してください。
23	移管元の営業所の法人番号	半角 13文字	移管前の営業所に係る金融機関預払番号の法人番号（番号法第2条第15項に規定する法人番号をいいます。以下第5～21に同じです。）を登録してください。
24	移管元の営業所の名称	全角 60文字以内	移管前の営業所の名称を登録してください。
25	移管元の営業所の所在地	全角 126文字以内	移管前の営業所の所在地を都道府県名から登録してください。
26	移管年月日	元号 12文字	移管された年月日については「年」及び「日」を登録してください。
27	移管年月日	年 半角 2文字	この場合、本号については「日」を登録し、また、「月」及び「日」は、それぞれ項目で2桁を使用することに留意してください。
28	移管年月日	年 半角 2文字	この場合、本号については「日」を登録し、また、「月」及び「日」は、それぞれ項目で2桁を使用することに留意してください。
29	移管先の営業所の所轄税務署の名称	半角 2文字	（例）「平成30年9月10日 → 4,30,00,10」
30	移管先の営業所の所轄税務署の番号	全角 6文字以内	移管先の営業所の所在地の所轄税務署の名称を登録してください。
31	移管先の営業所の所轄税務署の番号	半角 5文字	（例）「国税庁税務署 → 01101」

〔注〕 移管された申請受付日について、平成29年1月1日から平成29年12月31日までの期間の勘定決算期間に係る別課税管理勘定又は平成30年1月1日から平成49年12月31日までの期間の勘定決算期間に係る累積投資勘定の両方が行われている場合には、それぞれについて上記のレコードを複数してください。

改正前

項目	項目名	入力文字基準	記録要領
25	上場株式等の受入れをしていない旨	半角 1文字	項番 24 に「0」が記録されている場合において、提出者から金融商品取引業者等受取届出書の提出を受けた日以前に当該金融商品取引業者等受取届出書の提出により廃止された非課税管理取次又は非課税投資助成に上場株式等の受入れをしていない場合には「0」を記録してください。 項番 24 に「1」が記録されている場合には、「前の項目、後の項目」としてください。
26	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	全角 6文字以内	提出者から金融商品取引業者等受取届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の名称を記録してください。 (例)「藤野税務署 一 藤野」
27	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	半角 5文字	提出者から金融商品取引業者等受取届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記録してください。 (例)「藤野税務署 一 0110」

改正後

項目	項目名	入力文字基準	記録要領
25	上場株式等の受入れをしていない旨	半角 1文字	項番 24 に「0」が記録されている場合において、提出者から金融商品取引業者等受取届出書の提出を受けた日以前に当該金融商品取引業者等受取届出書の提出により廃止された非課税管理取次又は非課税投資助成に上場株式等の受入れをしていない場合には「0」を記録してください。 項番 24 に「1」が記録されている場合には、「前の項目、後の項目」としてください。
26	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	全角 6文字以内	提出者から金融商品取引業者等受取届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の名称を記録してください。 (例)「藤野税務署 一 藤野」
27	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	半角 5文字	提出者から金融商品取引業者等受取届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記録してください。 (例)「藤野税務署 一 0110」

改正前

項番	項目名	入力文字数	記号要領						
26	非課税口座廃止通知書の交付の有無	半角 1文字	提出者に対して非課税口座廃止通知書を送付する場合には「1」を、送付しない場合には「0」を記録してください。						
27	上場株式等の受入れの有無	半角 1文字	提出者26に「1」が記録されている場合には、非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税所得決定は最終課税決定に上場株式等の受入れをしている場合には「1」、受入れをしていない場合には「0」を記録してください。						
28	勘定振込期間の区分	半角 1文字	提出者26に「1」が記録されている場合には、「後の項目」としてください。 この場合、非課税口座廃止届出書の提出又はみなし提出により、1月1日から9月30日までの間に非課税口座を廃止したときはその廃止した日の属する勘定振込期間の区分を、10月1日から12月31日までの間に非課税口座を廃止したときはその廃止した日の属する年1月1日の属する勘定振込期間の区分に替ける区分に応じて同表「記録要領」欄のとおり記録してください。						
29	金融機関品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	半角 2文字	勘定振込期間の区分 <table border="1"> <thead> <tr> <th>（非課税所得決定）平成26年1月1日から平成29年12月31日までの期間</th> <th>記録要領</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（非課税所得決定）平成30年1月1日から平成35年12月31日までの期間</td> <td>4,26</td> </tr> <tr> <td>（兼用投資勘定）平成30年1月1日から平成49年12月31日までの期間</td> <td>4,30</td> </tr> </tbody> </table>	（非課税所得決定）平成26年1月1日から平成29年12月31日までの期間	記録要領	（非課税所得決定）平成30年1月1日から平成35年12月31日までの期間	4,26	（兼用投資勘定）平成30年1月1日から平成49年12月31日までの期間	4,30
（非課税所得決定）平成26年1月1日から平成29年12月31日までの期間	記録要領								
（非課税所得決定）平成30年1月1日から平成35年12月31日までの期間	4,26								
（兼用投資勘定）平成30年1月1日から平成49年12月31日までの期間	4,30								
30	金融機関品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	全角 6文字以内	提出者から非課税口座廃止届出書の提出を受けた金融機関品取引業者等の営業所、提出者からみなし提出により非課税口座廃止届出書の提出を受けたものとみなされる金融機関品取引業者等の営業所又は提出者から非課税口座廃止届出書の提出を受けた金融機関品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の名称を記録してください。 （例）「豊前税務署 → 豊前」						
31	金融機関品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	半角 5文字	提出者から非課税口座廃止届出書の提出を受けた金融機関品取引業者等の営業所、提出者からみなし提出により非課税口座廃止届出書の提出を受けたものとみなされる金融機関品取引業者等の営業所又は提出者から非課税口座廃止届出書の提出を受けた金融機関品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記録してください。 （例）「豊前税務署 → 01101」						

改正後

項番	項目名	入力文字数	記号要領						
26	非課税口座廃止通知書の交付の有無	半角 1文字	提出者に対して非課税口座廃止通知書を送付する場合には「1」を、送付しない場合には「0」を記録してください。						
27	上場株式等の受入れの有無	半角 1文字	提出者26に「1」が記録されている場合には、非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税所得決定は最終課税決定に上場株式等の受入れをしている場合には「1」、受入れをしていない場合には「0」を記録してください。						
28	勘定振込期間の区分	半角 1文字	提出者26に「1」が記録されている場合には、「後の項目」としてください。 この場合、非課税口座廃止届出書の提出又はみなし提出により、1月1日から9月30日までの間に非課税口座を廃止したときはその廃止した日の属する勘定振込期間の区分を、10月1日から12月31日までの間に非課税口座を廃止したときはその廃止した日の属する年1月1日の属する勘定振込期間の区分に替ける区分に応じて同表「記録要領」欄のとおり記録してください。						
29	金融機関品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	半角 2文字	勘定振込期間の区分 <table border="1"> <thead> <tr> <th>（非課税所得決定）平成26年1月1日から平成29年12月31日までの期間</th> <th>記録要領</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（非課税所得決定）平成30年1月1日から平成35年12月31日までの期間</td> <td>4,26</td> </tr> <tr> <td>（兼用投資勘定）平成30年1月1日から平成49年12月31日までの期間</td> <td>4,30</td> </tr> </tbody> </table>	（非課税所得決定）平成26年1月1日から平成29年12月31日までの期間	記録要領	（非課税所得決定）平成30年1月1日から平成35年12月31日までの期間	4,26	（兼用投資勘定）平成30年1月1日から平成49年12月31日までの期間	4,30
（非課税所得決定）平成26年1月1日から平成29年12月31日までの期間	記録要領								
（非課税所得決定）平成30年1月1日から平成35年12月31日までの期間	4,26								
（兼用投資勘定）平成30年1月1日から平成49年12月31日までの期間	4,30								
30	金融機関品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	全角 6文字以内	提出者から非課税口座廃止届出書の提出を受けた金融機関品取引業者等の営業所、提出者からみなし提出により非課税口座廃止届出書の提出を受けたものとみなされる金融機関品取引業者等の営業所又は提出者から非課税口座廃止届出書の提出を受けた金融機関品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の名称を記録してください。 （例）「豊前税務署 → 豊前」						
31	金融機関品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	半角 5文字	提出者から非課税口座廃止届出書の提出を受けた金融機関品取引業者等の営業所、提出者からみなし提出により非課税口座廃止届出書の提出を受けたものとみなされる金融機関品取引業者等の営業所又は提出者から非課税口座廃止届出書の提出を受けた金融機関品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記録してください。 （例）「豊前税務署 → 01101」						

改正前

項目名	入力文字数	記号属性
30 金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	全角 6文字以内	提出者から未成年者口座開設届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所又は提出者から口座開設届出書により未成年者口座開設届出書の提出を受けたもののみなる金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の名称を登録してください。
31 金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	半角 5文字	提出者から未成年者口座開設届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所又は提出者から口座開設届出書により未成年者口座開設届出書の提出を受けたもののみなる金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の番号を登録してください。 (例)「[種別]税務署 ― 0110」

改正後

項目名	入力文字数	記号属性
30 金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	全角 6文字以内	提出者から未成年者口座開設届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所若しくは提出者から口座開設届出書により未成年者口座開設届出書の提出を受けたもののみなる金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の名称を登録してください。 (例)「[種別]税務署 ― [種別]」
31 金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	半角 5文字	提出者から未成年者口座開設届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所若しくは提出者から口座開設届出書により未成年者口座開設届出書の提出を受けたもののみなる金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の番号を登録してください。 (例)「[種別]税務署 ― 0110」

○ シコードの内容及び記録要領(8)－1【提出事項(勸定廃止通知書等の提出をした者に関する事項)】
(相続特別措置法第37条の14第21項)

(別紙8－1)

項目	項目名	入力の文字数	記録要領
1	申請書類の種類	3文字	1000 を記録してください。
2	勸定廃止通知書は非課税口座廃止通知書の提出を受けた旨	半角	提出者は「0」を記録してください。提出者が非課税口座廃止通知書の提出を受けた旨については「1」を記録してください。
3	提出年月日	年角 半角 2文字	提出者が勸定廃止通知書又は相続税口座廃止通知書(以下「シコード」の内容及び記録要領(8)－1)において「廃止通知」といいます)を相続品目取引業者等の営業所の所在地とした年月日の年角、年、月及び日を記録してください。
4	この場合、元角については	年角 半角 2文字	(例)「平成30年11月1日 → 4.30.01.01」
5	提出者の氏名	半角	提出者の氏名を記録してください。姓と名(フリガナ)により区別してください。外国人については、ファミリーネーム、フーズネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区別してください。
6	提出者のフリガナ	全角	提出者の氏名を記録してください。姓と名(フリガナ)により区別してください。外国人については、ファミリーネーム、フーズネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区別してください。
7	提出者の生年月日	年角 半角 2文字	提出者の生年月日の年角、年、月及び日を記録してください。
8	提出者の住所	全角	提出者の住所を記録してください。〒の項目、後の項目(1)～(4)を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。(例)「平成4年4月15日 → 4.01.04.15」
9	提出者の生年月日	年角 半角 2文字	提出者の生年月日の年角、年、月及び日を記録してください。
10	この場合、元角については	年角 半角 2文字	この場合、元角については、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。
11	提出者の個人番号	半角	提出者の個人番号を記録してください。
12	提出者の生年月日	年角 半角 2文字	提出者の生年月日の年角、年、月及び日を記録してください。
13	提出者の住所	全角	提出者の住所を記録してください。〒の項目、後の項目(1)～(4)を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。
14	提出者の生年月日	年角 半角 2文字	提出者の生年月日の年角、年、月及び日を記録してください。
15	この場合、元角については	年角 半角 2文字	この場合、元角については、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。
16	提出者の個人番号	半角	提出者の個人番号を記録してください。
17	提出者の生年月日	年角 半角 2文字	提出者の生年月日の年角、年、月及び日を記録してください。
18	提出者の住所	全角	提出者の住所を記録してください。〒の項目、後の項目(1)～(4)を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。
19	提出者の生年月日	年角 半角 2文字	提出者の生年月日の年角、年、月及び日を記録してください。
20	この場合、元角については	年角 半角 2文字	この場合、元角については、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。
21	提出者の個人番号	半角	提出者の個人番号を記録してください。
22	提出者の生年月日	年角 半角 2文字	提出者の生年月日の年角、年、月及び日を記録してください。
23	提出者の住所	全角	提出者の住所を記録してください。〒の項目、後の項目(1)～(4)を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。
24	全額商品取引業者等の営業所の所在地	全角	提出者から提出を受けた全額商品取引業者等の営業所の所在地を記録してください。

改正前

○ シコードの内容及び記録要領(8)－1【提出事項(勸定廃止通知書等の提出をした者に関する事項)】
(相続特別措置法第37条の14第25項)

(別紙8－1)

項目	項目名	入力の文字数	記録要領
1	申請書類の種類	半角	1000 を記録してください。
2	勸定廃止通知書は非課税口座廃止通知書の提出を受けた旨	半角	提出者は「0」を記録してください。提出者が非課税口座廃止通知書の提出を受けた旨については「1」を記録してください。
3	提出年月日	年角 半角 2文字	提出者が勸定廃止通知書又は相続税口座廃止通知書(以下「シコード」の内容及び記録要領(8)－1)において「廃止通知」といいます)を相続品目取引業者等の営業所の所在地とした年月日の年角、年、月及び日を記録してください。
4	この場合、元角については	年角 半角 2文字	(例)「平成30年11月1日 → 4.30.01.01」
5	提出者の氏名	全角	提出者の氏名を記録してください。姓と名(フリガナ)により区別してください。外国人については、ファミリーネーム、フーズネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区別してください。
6	提出者のフリガナ	全角	提出者の氏名を記録してください。姓と名(フリガナ)により区別してください。外国人については、ファミリーネーム、フーズネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区別してください。
7	提出者の生年月日	年角 半角 2文字	提出者の生年月日の年角、年、月及び日を記録してください。
8	提出者の住所	全角	提出者の住所を記録してください。〒の項目、後の項目(1)～(4)を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。
9	提出者の生年月日	年角 半角 2文字	提出者の生年月日の年角、年、月及び日を記録してください。
10	この場合、元角については	年角 半角 2文字	この場合、元角については、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。
11	提出者の個人番号	半角	提出者の個人番号を記録してください。
12	提出者の生年月日	年角 半角 2文字	提出者の生年月日の年角、年、月及び日を記録してください。
13	提出者の住所	全角	提出者の住所を記録してください。〒の項目、後の項目(1)～(4)を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。
14	提出者の生年月日	年角 半角 2文字	提出者の生年月日の年角、年、月及び日を記録してください。
15	この場合、元角については	年角 半角 2文字	この場合、元角については、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。
16	提出者の個人番号	半角	提出者の個人番号を記録してください。
17	提出者の生年月日	年角 半角 2文字	提出者の生年月日の年角、年、月及び日を記録してください。
18	提出者の住所	全角	提出者の住所を記録してください。〒の項目、後の項目(1)～(4)を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。
19	提出者の生年月日	年角 半角 2文字	提出者の生年月日の年角、年、月及び日を記録してください。
20	この場合、元角については	年角 半角 2文字	この場合、元角については、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。
21	提出者の個人番号	半角	提出者の個人番号を記録してください。
22	提出者の生年月日	年角 半角 2文字	提出者の生年月日の年角、年、月及び日を記録してください。
23	提出者の住所	全角	提出者の住所を記録してください。〒の項目、後の項目(1)～(4)を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。
24	全額商品取引業者等の営業所の所在地	全角	提出者から提出を受けた全額商品取引業者等の営業所の所在地を記録してください。

改正後

改正前

項目	項目名	入力文字基準	登録業種
35	金融機関取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	半角 5文字	提出者から提出された金融機関取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の番号を登録してください。 (例)「種町税務署 ー 01101」

改正後

項目	項目名	入力文字基準	登録業種
35	金融機関取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	半角 5文字	提出者から提出された金融機関取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の番号を登録してください。 (例)「種町税務署 ー 01101」

(新設)

○ リコードの内容及び記録要領(9)【届出事項(非課税口座簡易開設届出書に記載された事項等)】(相対特別措置法第37条の14第11項)

(別紙9)

項目	項目名	入力文字基準	記録要領
1	申請事項等の種類	年角 3文字	「00」を記録してください。
2	提出年月日	年角 1文字 年角 2文字 年角 2文字	提出者「非課税口座簡易開設届出書」を提出した者をいいます。以下「リコードの内容及び記録要領(9)」において同じです。が「非課税口座簡易開設届出書」を金融商品取引業者等の営業所の長に提出した年月日の年、年、月及び日を記録してください。
3		年角 2文字	この場合、元号については「4」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ項目で2桁を使用することに留意してください。
4		年角 2文字	例)「平成31年1月4日 → 4310104」
5	提出者の氏名	年角 120文字以内	提出者の氏名を記録してください。姓と名を別を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、ファーストネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。
6	提出者のフリガナ	年角 120文字以内	提出者の氏名のフリガナを記録してください。姓と名を別を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、ファーストネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。
7	提出者の生年月日	年角 1文字 年角 2文字 年角 2文字	提出者の生年月日を年、年、月及び日を記録してください。
8		年角 2文字	この場合、元号については、明記は「1」、大文字は「2」、小文字は「3」、平仮名は「4」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ項目で2桁を使用することに留意してください。
9		年角 2文字	例)「平成19年4月15日 → A190415」
10		年角 2文字	
11	提出者の現住所(居所)又は所在地	年角 120文字以内	提出者の現住所(居所)又は所在地を郵便番号から記録してください。
12	提出者の個人番号	年角 12文字	提出者の個人番号を記録してください。
13	金融商品取引業者等の営業所の名称	年角 60文字以内	提出者から「非課税口座簡易開設届出書」の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の名称を記録してください。
14	金融商品取引業者等の営業所の所在地	年角 120文字以内	提出者から「非課税口座簡易開設届出書」の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の所在地を郵便番号から記録してください。
15	金融商品取引業者等の営業所の郵便番号	年角 7文字	提出者から「非課税口座簡易開設届出書」の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の郵便番号を記録してください。
16	届出決定期間	年角 1文字	「非課税口座簡易開設届出書」の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の所在地の届出日の属する年を次表「記録要領」欄の上より記録してください。
17		年角	届出決定期間
18		年角	「非課税口座簡易開設届出書」の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の所在地の届出日の属する年を次表「記録要領」欄の上より記録してください。
19	非課税口座に該当しよるとする届出の種類	年角 1文字	届出者から「非課税口座簡易開設届出書」の提出を受けた非課税口座に非課税口座開設を決定した場合には「1」、業務開始決定を決定した場合には「2」を記録してください。
20	非課税口座の記号又は番号	年角 20文字以内	届出者から「非課税口座簡易開設届出書」の提出を受けた非課税口座開設決定は業務開始決定を決定した非課税口座の記号又は番号を記録してください。なお、非課税口座又は非課税口座の「アカウント」のみを入力してください。例)「1111-1111-1111」
21	金融商品取引業者等の営業所用印	年角 20文字以内	届出事項に記入する各届出には、その届出を提出した金融商品取引業者等の営業所の用印を「シコードの内容及び記録要領(9)」の項番「届出事項を識別するための記号又は番号」に記録する必要があります。また、金融商品取引業者等の営業所の用印を「シコードの内容及び記録要領(9)」の項番「届出事項を識別するための記号又は番号」に記録する必要があります。
22	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	年角 6文字以内	届出者から「非課税口座簡易開設届出書」の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の名称を記録してください。
23	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	年角 5文字	届出者から「非課税口座簡易開設届出書」の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記録してください。例)「国税庁税務署 → 0100」

○ レコードの内容及び記録要領⑨-1【金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報】（相税特別措置法施行令第25条の13第32項）（別紙9-1）

項目	項目名	入力文字数集	記録要領
1	非課税適用確認書の交付申請書を識別するための記号又は番号	全角 20文字以内	金融商品取引業者等の営業所の長が所轄税務署長に提出した非課税適用確認書の交付申請書に記録された事項の「金融商品取引業者等の営業所使用期」に記録された情報（レコードの内容及び記録要領⑨-1）項目20）を記録します。当該「金融商品取引業者等の営業所使用期」に記録がない場合には、記録しません（「X」名のみ記録します）。
2	非課税適用確認書又は非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書の交付を	半角 1文字	非課税適用確認書が交付される場合には「1」を、非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書が交付される場合には「0」を、同時の重複申請に係る非課税適用確認書が交付される場合は「2」を、同時の重複申請に係る非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書が交付される場合には「3」を記録します。
3	整理番号	半角 14文字	非課税適用確認書が交付される場合には、当該非課税適用確認書に記録された整理番号を記録します。非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書が交付される場合には、記録しません（「X」名のみ記録します）。

改正前

○ レコードの内容及び記録要領⑩-1【申請事項に基づき金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報】（別紙10-1）

（相税特別措置法施行令第25条の13第34項）

項目	項目名	入力文字数集	記録要領
1	非課税適用確認書の交付申請書を識別するための記号又は番号	全角 20文字以内	金融商品取引業者等の営業所の長が所轄税務署長に提出した非課税適用確認書の交付申請書に記録された事項の「金融商品取引業者等の営業所使用期」に記録された情報（レコードの内容及び記録要領⑩-1）項目20）を記録します。当該「金融商品取引業者等の営業所使用期」に記録がない場合には、記録しません（「X」名のみ記録します）。
2	非課税適用確認書又は非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書の別	半角 1文字	非課税適用確認書が交付される場合には「1」を、非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書が交付される場合には「0」を、同時の重複申請に係る非課税適用確認書が交付される場合は「2」を、同時の重複申請に係る非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書が交付される場合には「3」を記録します。
3	整理番号	半角 14文字	非課税適用確認書が交付される場合には、当該非課税適用確認書に記録された整理番号を記録します。非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書が交付される場合には、記録しません（「X」名のみ記録します）。

改正後

○ レコードの内容及び記録要領⑨-2【金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報】

(別紙9-2)

(租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項において準用する同令第25条の13第32項)

項目	項目名	入力文字数	記録要領
1	未成年者非課税適用建設書の交付申請書を識別するための記号又は番号	全角 20文字以内	金融商品取引業者等の営業所の長が所轄税務署長に提供した未成年者非課税適用建設書の交付申請書に記載された事項の「金融商品取引業者等の営業所使用欄」に記載された情報(「レコードの内容及び記録要領⑨-2」項第29)を記録します。当該「金融商品取引業者等の営業所使用欄」に記載がない場合には、記録しません。(「Z」名のみ記録します。)
2	未成年者非課税適用建設書又は未成年者非課税適用建設書の交付を行わない旨の通知書の別記番号	半角 1文字	未成年者非課税適用建設書が交付される場合には「1」を、未成年者非課税適用建設書の交付を行わない旨の通知書が交付される場合には「0」を、同時の通知事項に係る未成年者非課税適用建設書が交付される場合には「2」を、同時の通知事項に係る未成年者非課税適用建設書の交付を行わない旨の通知書が交付される場合には「3」を記録します。
3	整理番号	半角 14文字	未成年者非課税適用建設書に記載された整理番号を記録します。未成年者非課税適用建設書の交付を行わない旨の通知書が交付される場合には、記録しません。(「Z」名のみ記録します。)

改正前

○ レコードの内容及び記録要領⑩-2【申請事項に基づき金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報】

(別紙10-2)

(租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項において準用する同令第25条の13第34項)

項目	項目名	入力文字数	記録要領
1	未成年者非課税適用建設書の交付申請書を識別するための記号又は番号	全角 20文字以内	金融商品取引業者等の営業所の長が所轄税務署長に提供した未成年者非課税適用建設書の交付申請書に記載された事項の「金融商品取引業者等の営業所使用欄」に記載された情報(「レコードの内容及び記録要領⑩-2」項第29)を記録します。当該「金融商品取引業者等の営業所使用欄」に記載がない場合には、記録しません。(「Z」名のみ記録します。)
2	未成年者非課税適用建設書又は未成年者非課税適用建設書の交付を行わない旨の通知書の別記番号	半角 1文字	未成年者非課税適用建設書が交付される場合には「1」を、未成年者非課税適用建設書の交付を行わない旨の通知書が交付される場合には「0」を、同時の通知事項に係る未成年者非課税適用建設書が交付される場合には「2」を、同時の通知事項に係る未成年者非課税適用建設書の交付を行わない旨の通知書が交付される場合には「3」を記録します。
3	整理番号	半角 14文字	未成年者非課税適用建設書に記載された整理番号を記録します。未成年者非課税適用建設書の交付を行わない旨の通知書が交付される場合には、記録しません。(「Z」名のみ記録します。)

改正後

○ レコードの内容及び記録要領⑩-2【未成年者口座開設の可否事項】（租税特別措置法第37条の14の2第24項）

（別紙10-2）

項目名	入力文字集	記録要領
1 提出者の氏名	全角 120文字以内	金融機関引当業者等の営業所の長が所轄税務署長に提出した提出事項に記録された提出者の氏名（「レコードの内部及び記録要領⑩-2」項目7）を記録します。
2 提出者のフリガナ	全角 120文字以内	金融機関引当業者等の営業所の長が所轄税務署長に提出した提出事項に記録された提出者の氏名のフリガナ（「レコードの内部及び記録要領⑩-2」項目8）を記録します。
3 提出者の生年月日	年号 1文字 12まで）を記録します。	金融機関引当業者等の営業所の長が所轄税務署長に提出した提出事項に記録された提出者の生年月日の年号、年、月及び日（「レコードの内部及び記録要領⑩-2」項目9から項目12まで）を記録します。
4	年号 1文字 12まで）を記録します。	この場合、年号については「4」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用します。
5	年 1文字 12まで）を記録します。	
6	月 1文字 12まで）を記録します。	
7	日 1文字 12まで）を記録します。	
未成年者口座の開設ができない理由	年号 1文字	未成年者口座を開設した年（以下「レコードの内部及び記録要領⑩-2」において「提出者」といいます。）の未成年者口座の開設ができる場合には「1」を、その提出者の未成年者口座の開設ができない場合には「0」を記録します。
未成年者口座の開設ができない理由		理由として「0」が記録されている場合には、その提出者の未成年者口座の開設ができない理由について、次表の「未成年者口座の開設ができない理由」欄に掲げる未成年者口座の開設ができない理由に応じ、それぞれ「記録要領」欄のとおり記録します。
8	年号 2文字	提出事項に記録された提出者について、その提出者に係る提出事項（廃止年月日が同一のものに限りません。）の提供がない場合 提出事項に記録された提出者について、所轄税務署長が当該提出事項の提供を受けた時期に於てその所轄税務署長若しくは他の税務署長 に於いて同一の提出に係る提出事項（廃止年月日が同一のものに限りません。）の提供がある場合 提出事項に記録された提出者について、所轄税務署長が当該提出事項の提供を受けた時と同様にその所轄税務署長若しくは他の税務署長 に於いて同一の提出に係る提出事項（廃止年月日が同一のものに限りません。）の提供がある場合 項目7に「1」が記録されている場合には、記録しません。（9桁名のみ記録します。）
9 提出者の整理番号	年号 14文字	金融機関引当業者等の営業所の長が所轄税務署長に提出した提出事項に記録された提出者の整理番号（「レコードの内部及び記録要領⑩-2」項目19）を記録します。
10 非課税管理助定の年分	年号 1文字	金融機関引当業者等の営業所の長が所轄税務署長に提出した提出事項に記録された非課税管理助定の年分の年号及び年（「レコードの内部及び記録要領⑩-2」項目30及び項目31）を記録します。
11	年号 2文字	この場合、年号については「4」を記録し、また、「年」は、別項目で2桁を使用します。
12 廃止通知を識別するための記号又は番号	年号 20文字以内	金融機関引当業者等の営業所の長が所轄税務署長に提出した提出事項の「金融機関引当業者等の営業所使用欄」に記録された情報（「レコードの内部及び記録要領⑩-2」項目33）を記録します。当該「金融機関引当業者等の営業所使用欄」に記録がない場合には、記録しません。（9桁名のみ記録します。）

改正前

○ レコードの内容及び記録要領⑩-2【未成年者口座開設の可否事項】（租税特別措置法第37条の14の2第24項）

（別紙11-2）

項目名	入力文字集	記録要領
1 提出者の氏名	全角 120文字以内	金融機関引当業者等の営業所の長が所轄税務署長に提出した提出事項に記録された提出者の氏名（「レコードの内部及び記録要領⑩-2」項目7）を記録します。
2 提出者のフリガナ	全角 120文字以内	金融機関引当業者等の営業所の長が所轄税務署長に提出した提出事項に記録された提出者の氏名のフリガナ（「レコードの内部及び記録要領⑩-2」項目8）を記録します。
3 提出者の生年月日	年号 1文字 12まで）を記録します。	金融機関引当業者等の営業所の長が所轄税務署長に提出した提出事項に記録された提出者の生年月日の年号、年、月及び日（「レコードの内部及び記録要領⑩-2」項目9から項目12まで）を記録します。
4	年号 1文字 12まで）を記録します。	この場合、年号については「4」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用します。
5	年 1文字 12まで）を記録します。	
6	月 1文字 12まで）を記録します。	
7	日 1文字 12まで）を記録します。	
未成年者口座の開設ができない理由	年号 1文字	未成年者口座を開設した年（以下「レコードの内部及び記録要領⑩-2」において「提出者」といいます。）の未成年者口座の開設ができる場合には「1」を、その提出者の未成年者口座の開設ができない場合には「0」を記録します。
未成年者口座の開設ができない理由		理由として「0」が記録されている場合には、その提出者の未成年者口座の開設ができない理由について、次表の「未成年者口座の開設ができない理由」欄に掲げる未成年者口座の開設ができない理由に応じ、それぞれ「記録要領」欄のとおり記録します。
8	年号 2文字	提出事項に記録された提出者について、その提出者に係る提出事項（廃止年月日が同一のものに限りません。）の提供がない場合 提出事項に記録された提出者について、所轄税務署長が当該提出事項の提供を受けた時期に於てその所轄税務署長若しくは他の税務署長 に於いて同一の提出に係る提出事項（廃止年月日が同一のものに限りません。）の提供がある場合 提出事項に記録された提出者について、所轄税務署長が当該提出事項の提供を受けた時と同様にその所轄税務署長若しくは他の税務署長 に於いて同一の提出に係る提出事項（廃止年月日が同一のものに限りません。）の提供がある場合 項目7に「1」が記録されている場合には、記録しません。（9桁名のみ記録します。）
9 提出者の整理番号	年号 14文字	金融機関引当業者等の営業所の長が所轄税務署長に提出した提出事項に記録された提出者の整理番号（「レコードの内部及び記録要領⑩-2」項目19）を記録します。
10 非課税管理助定の年分	年号 1文字	金融機関引当業者等の営業所の長が所轄税務署長に提出した提出事項の「金融機関引当業者等の営業所使用欄」に記録された情報（「レコードの内部及び記録要領⑩-2」項目30及び項目31）を記録します。
11	年号 2文字	この場合、年号については「4」を記録し、また、「年」は、別項目で2桁を使用します。
12 廃止通知を識別するための記号又は番号	年号 20文字以内	金融機関引当業者等の営業所の長が所轄税務署長に提出した提出事項の「金融機関引当業者等の営業所使用欄」に記録された情報（「レコードの内部及び記録要領⑩-2」項目33）を記録します。当該「金融機関引当業者等の営業所使用欄」に記録がない場合には、記録しません。（9桁名のみ記録します。）

改正後

(新設)

○ シコードの内容及び記録要領②【届出事項に基づき金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報】（租税特別措置法第37条の14第12項）（別紙12）

項目	項目名	入力文字基準	記録要領
1	届出事項を識別するための記号又は番号	全角 20文字以内	金融商品取引業者等の営業所の長が所轄税務署に提出した届出事項（非課税口座振替届出事項に記録された事項）の「金融商品取引業者等の営業所所属」に記録された情報（シコード）内内容及び記録要領②（項番21）を記録します。当該「金融商品取引業者等の営業所所属」に記録がない場合には、記録しません（97名のみ記録します）。
2	他の届出事項及び付随事項の有無	半角 1文字	金融商品取引業者等の営業所の長が所轄税務署に提出した非課税口座振替届出事項を提出した届出者又は届出地の届出者とする届出者（以下「シコード」の所管及び記録要領②）において「届出者」といいます。）について、所轄税務署長が当該届出事項の届出を受けられた際に当該所轄税務署及び他の税務署長に対して届出事項及び付随事項の届出がなく、当該届出事項に係る当該非課税口座振替届出事項が当該特別措置法第37条の14第14項の規定により受領することができないもの及び届出事項15項の規定により届出することができないものに該当しない場合は「1」を、所轄税務署長が当該届出事項の届出を受けられた際に当該所轄税務署又は他の税務署長に対して届出事項又は付随事項の届出があり、当該届出事項に係る非課税口座振替届出事項が同条第14項の規定により受領することができないもの又は同条第15項の規定により届出することができないものに該当する場合は「2」を、同項に課税の届出事項の届出があったため、所轄税務署長が当該届出事項の届出を受けられた際に当該届出事項又は他の税務署長に対して届出事項又は付随事項の届出があったものまたは場合には「3」を記録します。
3	届出者の氏名	全角 120文字以内	届出事項に記録された届出者の氏名を記録します。
4	届出者のフリガナ	全角 120文字以内	届出事項に記録された届出者のフリガナを記録します。
5	届出者の生年月日	元号 年 月 日 半角 12文字	届出事項に記録された届出者の生年月日の元号、年、月及び日を記録します。
6		元号 年 月 日 半角 12文字	届出事項に記録された届出者の生年月日の元号、年、月及び日を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。
7		元号 年 月 日 半角 12文字	届出事項に記録された届出者の生年月日の元号、年、月及び日を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。
8		元号 年 月 日 半角 12文字	届出事項に記録された届出者の生年月日の元号、年、月及び日を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。
9	届出者の現住所（居所）又は所在地	全角 125文字以内	届出事項に記録された届出者の現住所（居所）又は所在地を記録します。項番21に「1」が記録されている場合には、記録しません（97名のみ記録します）。
10	登録番号	全角 14文字	登録番号を記録します。項番21に「2」又は「3」が記録されている場合には、記録しません（97名のみ記録します）。
11	届出期間	半角 14文字	届出事項に記録された「記録要領②」欄のとおり記録します。
12	届出期間	半角 2文字	届出事項に記録された届出期間を記録します。